

# 特別評価方法認定書

国住生第322号

平成16年3月31日

ローバル株式会社

代表取締役 田中 有 様

国土交通大臣 石原 伸晃



下記の特別評価方法については、住宅の品質確保の促進等に関する法律第52条第1項の規定に基づき、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準に従った方法に代わるものであることを認定する。

## 記

1. 認定番号

472

2. 認定をした特別評価方法の名称

特別な塗膜処理を講じた鋼材に応じて評価する方法

3. 認定をした特別評価方法を用いて評価されるべき性能表示事項

3-1 劣化対策等級（構造躯体等）

4. 備考

当該認定の内容は、法第53条第4項に規定する証明書(GBRC品特-03-31-003)のとおりとする。

以上

## 関係各位

### 国土交通大臣による認定の件

#### 1. 概要

弊社製品「常温亜鉛めっきローバル」を用いた塗装仕様を施した鉄骨造住宅の構造躯体は、品確法(※1)の劣化対策として最高グレードである「等級3」に示される防錆措置「区分5」の塗装系として国土交通大臣の認定をいただきました。

＜ 国土交通大臣 特別評価方法 認定書（国住生第322号、平成16年3月31日） ＞

認定番号：472

これにより、鉄骨造住宅の主要な柱・梁、床下、小屋裏などの構造部材に弊社が規定する特別評価方法認定(以下「特認※2)用の施工要領書に準拠した塗装をすることで「通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下、**3世代(おおむね75～90年)**に渡り大規模な改修工事を必要としない対策が講じられている住宅」として国に認めていただいたこととなります。

※1:品確法:「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の略称です。

※2:特認:品確法の評価方法基準にない方法について、国土交通大臣が特別な試験及び審査を経て認定することを特別評価方法認定といい、通称「特認」といわれています。

#### 2. ローバル塗装仕様

「区分5」の認定を受けた標準塗装仕様は次の通りです。

詳細な施工仕様書につきましては、弊社ホームページをご覧ください。弊社宛にご連絡下さい。

##### ◆標準塗装仕様

施工条件：(1種ケレン)工場にてブラスト処理を施す必要が有ります。

下地が「亜鉛めっき※」ではブラストの必要はありません。(※一般塗膜仕上げ除く)

No.	1層目	塗り回数	2層目	塗り回数
1	ローバル (40μm以上)	1回	ローバル (40μm以上)	1回
2	ローバル (40μm以上)	1回	ローバルアルファ (40μm以上)	1回
3	ローバル (40μm以上)	1回	ローバルシルバー (40μm以上)	1回
4	エポローバル (40μm以上)	1回	エポローバル (40μm以上)	1回

※他社塗料を上塗りする場合、エポローバルを塗装24時間経過後に亜鉛めっきに相性の良い弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料を選択してください。

##### ◆その他の「区分5」塗装仕様

ローバルと同等の防錆措置を施すための塗装系は、合計4回塗りとなります。

評価方法基準第5の3-1(3)ロ①a(i)区分5

No.	下塗り1	塗り回数	下塗り2	塗り回数	中塗り・上塗り	塗り回数
1	ジンクリッチプライマー	1回	2液形エポキシ樹脂プライマー	1回	2液形エポキシ樹脂エナメル	2回
2	ジンクリッチプライマー	1回	2液形厚膜エポキシ樹脂プライマー	1回	2液形厚膜エポキシ樹脂エナメル	2回

以上